

吉野川市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、2019年度財政的援助団体等監査の結果を次のとおり公表する。

令和2年3月30日

吉野川市監査委員 阿部 徳 男

吉野川市監査委員 岸 田 益 雄

2019年度 財政的援助団体等監査の結果に関する報告及び意見

第1 監査の対象

1 鴨島児童館の指定管理業務

学校法人鴨島学園を指定管理者とする平成30年度鴨島児童館の指定管理業務に関する出納その他の事務の執行

2 江川・鴨島公園の指定管理業務

公益社団法人吉野川市シルバー人材センターを指定管理者とする平成30年度江川・鴨島公園の指定管理業務に関する出納その他の事務の執行

3 社会福祉法人吉野川市社会福祉協議会が実施した補助事業

次の補助金に係る事業に関する出納その他の事務の執行

平成30年度 吉野川市社会福祉協議会運営費補助金 95,859千円

4 山川老人福祉センターの指定管理業務

社会福祉法人吉野川市社会福祉協議会を指定管理者とする平成30年度山川老人福祉センターの指定管理業務に関する出納その他の事務の執行

5 吉野川市商工会が実施した補助事業

次の補助金に係る事業に関する出納その他の事務の執行

平成30年度 吉野川市商工会振興事業補助金 6,480千円

平成30年度 地域活力増強事業補助金 3,700千円

平成30年度 過疎地域観光等振興事業補助金 3,000千円

第2 監査の期間

令和2年2月10日から令和2年3月19日まで

第3 監査の方法

出納その他の事務の執行については、収入事務、支出事務が関係法令等に照らし合わせて適正になされているかどうかに着眼し、事業等の実施については、経済性、効率性及び有効性に十分配慮されて実施されているかどうかに着眼して監査を実施した。

監査にあたっては、提出書類及び関係書類等を突合したほか、必要に応じて関係者に説明を求めるとともに、定期監査の結果をも考慮した。

第4 監査の結果

1 全体事項

出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、一部の事務事業において改善又は検討を要する事項が見受けられた。

このため、当該事項については、口頭により関係者に改善又は検討を求めた。

2 個別指摘事項

個別の指摘事項は、次のとおりである。

公益社団法人吉野川市シルバー人材センター

江川・鴨島公園の指定管理料について、他の事業に係る収支会計と明確に区分するとともに、収支決算書の数値について、精査されたい。

なお、当該指摘事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知すること。

第5 結果に基づく意見

1 吉野川市補助金等交付基準等の遵守について

平成31年4月1日に施行された吉野川市補助金等交付基準（以下「交付基準」という。）は、1年間の猶予期間を経て、令和2年4月1日から本格的に適用される。

交付基準は、地方自治法（以下「法」という。）第232条の2の公益上必要である場合にのみ補助等ができるとの規定を根拠として、市単独の補助金と交付金（以下「補助金等」という。）について、妥当性、公平性、適格性、必要性、有効性、透明性（以下「妥当性等」という。）の確保と適正な予算執行を実現するために、統一

的な事項を定めたものである。

統一的な事項として、補助事業の終期は原則として補助開始から通算３年以内とすることや、補助率、補助根拠、補助目的、補助対象等を要綱等で明文化することが定められている。また、補助金等の再交付の原則禁止や補助金等により団体等が取得した備品等の処分の制限のほか、事業の性質の点検と予算科目の見直しにより、補助金等として取り扱うことが不適当なものについては、委託料へ変更することについても定められている。

補助金等の支出において、客観的な観点からの妥当性等が確保されていることは必要不可欠である。補助金等の支出における適正な予算執行を実現するために、法第２３２条の２の規定に基づく補助等の位置づけや、吉野川市補助金交付規則に基づく事務手続を再確認されたい。また、交付対象者の適格性を審査することや、公表を前提とした書類の整備と適格で厳正な会計処理を交付対象者に求めること、市ホームページで事業実績等を公表することなど、交付基準の統一的な事項を遵守されたい。

２ 指定管理者制度の適切な運用について

公の施設とは、地方自治法（以下「法」という。）第２４４条の規定に基づき、住民の福祉の増進を目的として利用に供される施設である。また、指定管理者制度（以下「制度」という。）とは、法第２４４条の２の規定に基づき、公の施設の設置目的が効率的に達成されるように民間事業者等のノウハウを活用するものであり、その手続については、吉野川市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例等に規定されている。

制度は平成１５年９月に設けられたが、その運用において、制度の趣旨にそぐわない事例が続出したことから、平成２２年１２月に総務省自治行政局長通知が発出された経緯がある。

この通知には、制度の目的は単なる価格競争による入札とは異なるものであることや、指定期間が複数年度にわたる場合に市は債務負担行為を設定する必要があること、雇用や労働条件に適切に配慮するなど指定管理者には労働関係法令を遵守する義務があること等が明記されており、総務省自治行政局長が地方公共団体に対して、制度を適切に運用するよう努めることを求める内容となっている。

制度の趣旨やこれまでの経緯を踏まえて、制度を適切に運用するためには、主に次の区分に着眼して客観的に整理するとともに、事務手続や関係書類の正確性を確保しておくことが必要不可欠である。

・収支の区分について

指定管理料による事業、業務委託料による事業、補助金による事業は、それぞれの事業目的を達成するために、独立して実施されなければならない。特に、これら

の事業の複数を実施している事業者は「指定管理料に係る収支」と「業務委託料に係る収支」と「補助金に係る収支」を明確に区分して収支の均衡を図り、事業を実施しなければならない。

- ・物品の区分について

公の施設において使用される物品には、その種類や購入年月日、所有者や耐用年数など様々なものがあると考えられる。物品が安全かつ快適に使用され、その効果が十分に発揮されるためには「市からの貸与品」と「指定管理者の所有物」と「指定管理者が新規に購入した物品」が明確に区分され、適切に維持管理されなければならない。

- ・指定管理者の行為の区分について

指定管理者の行為は、公の施設の管理に係る指定管理者としての「管理行為」と指定管理者の立場とは違う一利用者としての「利用行為」とに区分される。指定管理者の行為が「管理行為」ではなく「利用行為」である場合には、指定管理者といえども「使用許可申請書」又は「行政財産の目的外使用許可申請書」を提出し、使用料を納付して使用しなければならない。なお「行政財産の目的外使用許可に係る権限」は指定管理者にはないほか、指定管理者が「行政財産の目的外使用許可申請書」を提出して、指定管理者の法人登記の住所を公の施設の住所とすることは、公の施設を不法に占拠しているとの誤解を生じさせる不適切な事例となることに留意が必要である。

- ・制度と業務委託契約の区分について

制度創設の趣旨は、指定管理者に公の施設の使用に関する許可等の「法律行為」を行わせることを可能にすることである。したがって、公の施設の清掃や受付・案内を始めとする「事実行為」のみを委託する場合には、競争入札等の方法により受託者を選択して、業務委託契約を締結しなければならない。制度の活用にあたっては、委託しようとする権限や業務内容を確認して、制度と業務委託契約のいずれを選択することが適切か、常に配慮しなければならない。

指定管理料について、市中相場に比べて安価であり、その積算根拠が不明瞭である場合には、市の事業活動の発注者としての「優越的な地位」に基づく「事業者不利の協定」と認められ、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第2条第9項の規定に基づく「不公正な取引」として規制対象となる可能性がある。その結果、優越的な地位の濫用として、協定書の効力が否定されたり、限定解釈されたりすることがある点に留意が必要である。その一方で、収支決算において翌年度への繰越金が存在する場合には、収支相償等の考え方を参考にして、客観的な観点から剰余金の取扱いや適正額を整理することが必要である。収支の均衡を図るとともに、

健全かつ有効に制度を活用するためには、適正な指定管理料について、常に指定管理者と対等な立場で共通の認識を持つておくことが重要である。

公の施設の管理や運営において、経済性や効率性を確保することは、住民の福祉の増進の観点から非常に重要である。民間事業者等のノウハウを活用し、公の施設の設置目的が効率的に達成されるように、制度の趣旨に立ち返って適切な運用に努められたい。